

鹿児島市交通局電車外部塗装業務委託契約仕様書

令和8年度
電車事業課

1. 業務場所

鹿児島市上荒田町37番20号 鹿児島市交通局 電車整備工場内塗装場

2. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 車種

- (1)ボギー車 500形・600形・2000形・9000形
及び1000形の間車体の塗装
- (2)新型車 1000形の全面塗装
- (3)連接車 7000形・7500形の全面塗装

4. 数両

- (1)ボギー車 広告下地・復元塗装11両
- (2)新型車 広告下地・復元塗装2両
- (3)連接車 広告下地・復元塗装2両

数両は、発注者の都合により増減する場合がありますので注意すること。

5. 作業内容は次のとおりとする。

受注者が本仕様書に基づき実施する下地塗装及び復元塗装業務は次のとおりとする。

(1)作業基準

ア 車体外板塗装面及び広告面の清掃、シールの剥ぎ取り、パテ付け、養生、サンダー仕上げ後に塗装を行う。

この場合の車体色の下地塗装については指定色とし、復元塗装については局本来の車体色とする。

イ 車両の配色は4色までとし、環境配慮型ウレタン塗料とする。

ウ 外板切替部分及び腐食箇所は全面パテ付けを行う。

エ 全面仕上げ塗装は、2回塗りとする。

オ 3.車種(1)のボギー車のうち、1000形の間車体、(2)の新型車及び(3)の連接車全面塗装の場合、連接部車体も上記同様に塗装を行うこと。

(2)作業工程及び配置

ア 作業は、発注者から連絡後3日以内に着手し、着手後7日以内に仕上げること。

イ 作業員は、作業に支障を来たすことのないように配置すること。

(3)作業完了後、発注者の検査を受けること。

6. 業務時間

業務は、原則として月曜日～金曜日（休日及び12月29日から1月3日までを除く）までとし、業務時間は8時30分～17時00分までとする。ただし、受注者が都合により業務日時

を変更する場合は発注者と協議すること。

7. 業務実績報告書

受注者は、作業完了後、発注者の指定する電車外部塗装業務実績報告書を速やかに提出すること。

8. その他

- (1) 作業者は、鉄道、軌道車両、自動車、バス、トラックのいずれかの塗装技術及び知識を有するものとする。また、労働安全衛生法に定められた有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者を1名以上従事させること。
- (2) 下地塗装に係る塗料及びデザイン等は、発注者経営課営業係と協議すること。
- (3) 作業に要する工具類のうち、足場、コンプレッサーについては発注者が貸与する。
- (4) 塗装に必要な塗料を除く消耗品及びパテ等は受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、契約締結後速やかに作業員名簿（氏名・年齢・作業経験年数及び採用年月日を記載）を発注者に提出する。また、作業員に異動が生じたときは、速やかに異動届を提出すること。
- (6) 作業員は、作業時に適切な安全具（安全靴、防護メガネ、防塵マスク等）を着用し、作業を安全かつ確実に行うこと。
- (7) 塗装をしない場所(屋根上及び床下機器・台車)については養生し、パテ研磨粉、塗料の付着がないよう十分注意すること。
- (8) 作業員は、常に言語、態度に留意し、他人に不快の念を与えないように努めること。
- (9) 作業員は車両及び施設設備機械器具を破損したとき、又は破損箇所を発見したときは、車両係員に速やかに届け、また、損害を与えた場合は、全ての責任を負うこと。
- (10) 作業終了後、作業場内外の清掃をするとともに廃棄物は分別し受注者で処分すること。
- (11) 発注者の敷地内には、通勤用の駐車スペースがないことから、発注者敷地内への自家用車の駐車はしないこと。なお、資材等の運搬が必要な場合は、事前に発注者の許可を得ること。

9. 労働環境の確認に関する特記事項

- (1) 受注者は、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員に係る労働環境に関し、発注者指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。
- (2) 発注者は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。
- (3) 発注者は、(2)の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。

※契約については単価契約とする。